

令和 8 年度大江町国民健康保険事業計画

1、計画の目的

大江町国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、令和 8 年度における運営の基本方針と主な取り組みについて定めるものである。

2、基本方針

大江町国民健康保険では、医療の高度化・少子高齢化により医療費の上昇及び被保険者の減少など、財政運営が厳しい状況であることから医療費抑制のため特定健康診査等の保健事業を推進してきた。

平成 30 年度から県と市町村が共同で国民健康保険事業を運営しているが、今後も被保険者が安心して利用できる医療保険制度を維持するため、令和 8 年度の大江町国民健康保険事業について重点目標を掲げ、適正かつ健全な事業運営の遂行に努めるものとする。

3、重点目標

- (1) 保険料水準の県内統一化への対応
- (2) 被保険者資格の適用適正化及び保険給付の適正化
- (3) 国民健康保険税の適正課税と収納確保
- (4) 特定健康診査・特定保健指導、保健事業の推進による医療費適正化
- (5) 国保事業の趣旨普及・啓発
- (6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
- (7) 関係部門の連携強化と職員の資質向上

4、事業計画

- (1) 保険料水準の県内統一化への対応

国民健康保険の事業運営については、平成 29 年度までは町が単独で医療保険者となり運営を行っていたが、平成 30 年度からは山形県と市町村が共同で事業運営を行う「新国保制度」となり、山形県が県単位での財政運営を行っている。

山形県が推計する県全体の医療費等を、市町村が被保険者の医療費水準、所得水準、被保険者数等に応じて負担する「納付金制度」となり（『国民健康保険事業費納付金』）、県は市町村からの納付金と国からの公費等を財源に、市町村が保険給付に要する費用の全額を、交付金として市町村に交付する財政のしくみへと改められた。（山形県では、収納委託により交付金は山形県国保連合会へ収納され、市町村が行う医療費の支払いと相殺されている。）しかし、将来にわたって持続可能な国保制度を構築し、安定的な財政運営を確保するため、令和 7 年度からは市町村ごとの「医療費水準」を納付金算定において反映させない『保険料水準の納付金

ベースの（県内）統一』が、令和 11 年度を最終年度として段階的に実施されることとなった。市町村ごとに医療費の差を設けないということは、市町村間の保険料水準の差も段階的になくなるということであり、これにより医療費分については、保険料水準の県内統一化が一定レベルまで達成されることになる。さらに、令和 6 年度に国が策定した『保険料水準加速化プラン（第 2 版）』の実現を図るため、山形県においては令和 15 年度に『保険料水準の（県内）完全統一』を行うための取り組みを推進することとされた。

本町の国民健康保険税率は県内でも低位の水準にあることから、令和 15 年度に向けて、国保税率の段階的な改定により保険料水準の県内統一化に備えた対策を講じることとする。

（２）被保険者資格の適用適正化及び保険給付の適正化

ア、国保資格の適正把握と適用

被保険者の資格確認及び異動（得・喪）関係事務において適確な資格の把握に努める。住基部門との連携を密にし、他制度に関わる場合においては、関係部門との連絡調整を図る。オンライン資格確認等システムの活用による保険資格の重複適用者、未適用者などの適用適正化を強化する。

イ、年金被保険者情報の活用

年金被保険者情報を国保資格適用事務に活用できることから、年金担当部門と連携を図りながら日本年金機構と大江町をオンラインで結ぶ「ねんきんネット」システムを活用し、届出勧奨や職権適用により国保資格の適正化及び長期遡及適用の防止を図る。

ウ、レセプト点検の外部委託

医療機関から請求される診療報酬明細書（「レセプト」）の点検は、保険者として債務内容を確認する不可欠の作業であるが、点検作業は著しく専門的であり膨大な事務量である。そのため、国保連合会に委託して内容点検及び縦覧点検を実施する。『レセプト点検実施計画』を定め、一人当たり財政効果額（内容点検）の目標を 171 円（令和 6 年度実績 170 円の 0.5%向上）として委託先との調整を図る。

さらに柔道整復施術療養費支給申請書の縦覧点検については、令和 4 年度から山形県が事業主体となり取り組んでいることから、当該事業に参加し、医療費の適正化に努める。

エ、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進

ジェネリック医薬品は、国が先発医薬品と同等の効能効果があると認めた医薬品で、低価格であり、被保険者の負担軽減にも寄与する。本町の国保加入被保険者がすべてジェネリック医薬品に切り替えた場合の保険者負担最大効果額は、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月調剤分の国保負担額で年間 250 万円程度と推計される。そのため、対象となる被保険者へ「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ（差額通知書）」を送付し、積極的な情報提供により保険給付費の抑制を図る。

目標として、医薬品数の全体数から代替え可能な後発医薬品が存在しない先発品の数を除いた後発医薬品の割合を示す数量利用割合が、町前年度を上回るよう令和 7 年度の目標を 90.8%とする。（令和 6 年度実績 90.3%より 0.5%向上）さらにジェネリックへの切り

替え割合目標を 39.0%とする。（令和 6 年度実績 38.0%より 1.0%向上）

なお、令和 6 年 10 月からは、医療上の必要性がある場合を除き、後発医薬品があるにも関わらず先発医薬品の処方を希望する場合は料金が加算される制度が始まった。

オ、第三者行為求償事務の迅速な処理

第三者行為（交通事故等）求償事務については、その発生形態が様々であり、法律面においても高度の専門的知識を要し、かつ求償額が多額にのぼることがある。保険者共同処理業務の一環として国保連合会に第三者求償事務を委託し、レセプトへの「10. 第三」の記載率 100%を目指すなど適正かつ迅速な事務処理に努める。さらに交通事故に係る第三者行為による被害を把握するため損害保険関係団体と取決めを交わし、求償漏れがないよう取り組みを強化している。

さらに事故等の発生を町が把握した場合、事故発生から 60 日以内に傷病届を受理できるよう被保険者に勧奨を実施し、勧奨後 30 日以内の提出を目指す。年間 2 件以上の把握を目標とする。

カ、『山形県救急電話相談事業』の利用促進啓発

休日・夜間の安易な受診行為は医師などの負担を過重にし、医療の緊急性が高い患者に支障が生じているほか、診療報酬点数が高く設定されているため医療費の増加にもつながる。山形県では県医師会と連携した『山形県救急電話相談事業』を実施していることから、事業の活用を啓発し利用促進により保険給付費の抑制を図る。

（3）国民健康保険税の適正課税と収納確保

ア、国民健康保険税の適正課税

国民健康保険税課税の基礎となる所得の適正な把握に努め、被保険者間における公平な税負担に配慮した適正課税を行う。また、町県民税の未申告は国保税軽減判定にも影響することから、年度早期から未申告者の解消に努める。

イ、収納確保及び収納率向上対策

『大江町国民健康保険税収納対策緊急プラン』により、税務部門と連携し、収納確保及び収納率向上対策を講じる。

- 1) 国保税収確保のため、国保事業の趣旨普及を図る。若年からの納税教育が効果的であることから、20 歳の祝賀式を活用した国保事業の趣旨普及啓発を図る。
- 2) 納め忘れやそれに伴う収納事務の軽減と一層の収納確保を図るため、被保険者にとっても安全安心な口座振替の利用を促進する。特に国保新規加入者に対しては口座振替制度の利用勧奨を図る。令和 6 年度の口座振替利用割合は世帯数ベースで 35.08%（令和 5 年度実績 34.66%）となっていることから、利用向上の対策を講じる。
- 3) 納税相談員を配置し、納め忘れとなっている未納者への催促や滞納者との接触・分納の履行状況管理を日常的に行うことで、出納閉鎖期間の収納事務を軽減し、年間を通し早期からの国保税収確保を行う。

- 4) 滞納者については、催告や戸別訪問に加えて個別の納税相談の機会を多く設けるなどの滞納者対策を講じる。
- 5) 国保連合会の『徴収アドバイザー事業』を活用し、徴収専門家による滞納整理の実務に関する指導助言を活かし、長期滞納の防止と滞納税額の解消を図る。
- 6) 一年以上の長期滞納者については、滞納要因を分析しながら個別的な収納対策を進める。また預貯金・資産等の財産調査を行い、納税に関し誠実かつ真摯態度が見られない滞納者に対しては、所有財産の差押えを含め、個別的に強制徴収を実施する。

ウ、目標収納率の設定

『山形県国民健康保険運営方針』で定める令和8年度現年分の大江町の目標収納率は98.35%である。町独自の目標収納率を99.0%（令和6年度実績99.0%と同水準）と設定して、税務部門と一体となって収納確保に努める。

（4）特定健康診査・特定保健指導、保健事業の推進による医療費適正化の推進

令和5年度策定の「第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、健康福祉課と連携しながら特定健康診査・特定保健指導事業、各種保健衛生事業、疾病予防事業の展開を図り、被保険者の健康の保持・増進と疾病予防、重症化予防を図り、被保険者の負担軽減及び医療費の適正化に努める。なお、令和8年度は計画期間の中間年度にあたることから、これまで取り組んできた保健事業の中間評価と見直しを行う。

ア、保健衛生普及事業

1) 健康教育・健康相談

生活習慣病を予防し、運動習慣、食習慣、喫煙、飲酒、歯の健康、心の健康を保持するため、毎月1回、保健センター等を会場に定期的健康相談日を開設し、保健師や管理栄養士による健診の事後相談や健康教育を実施する。その他にも、精神保健福祉士による心の健康相談を行う。また、地区の公民館等を会場に保健師や管理栄養士が身近な所で健康教育を実施する。（「健康づくり教室」、「食生活改善推進協議会事業」）

2) 訪問指導

個人の心身の状況や生活環境、各種健診結果や医療機関の受診状況を把握して、健康な日常生活が維持できるよう指導・助言を行う。特に糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業として、医療機関未受診者や人工透析導入ハイリスク者等へ受診勧奨及び訪問指導を行う。また、医療費適正化対策の一環として、重複・頻回受診、重複・多剤服薬者に対して通知や保健師の家庭訪問などにより、適正受診の指導を行うとともに、保健福祉事業（予防接種、温泉券助成、配食サービス、健康維持教室等）の利用について紹介し、外来医療費の適正化を図る。（「特別保健指導」）

3) 健康づくり事業

国保被保険者の健康づくりに関し医療や健康等の町の現状や事業について展示を行い、意識啓発を図る。また、県内でも血糖有所見者の割合が高い傾向にあることから、糖尿

病重症化予防に特化した健康づくり教室を重点的に開催する。さらに、生活習慣病予防のひとつにあげられる運動習慣の改善のため運動に関する健康づくり教室を開催したり、ロコモ・フレイル予防の運動を取り入れ、日常生活における運動習慣の意識づけを行う。加えて、「おおえまち健康マイレージ事業～わくわく健康ポイントチャレンジ運動～」により、健康づくりへの意識の向上を図る。

また、「大江町歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、糖尿病に着目した歯周疾患検診事業など歯と口腔の健康づくりを推進する。

4) 体力づくり事業

各種スポーツ大会を通して基礎的な体力づくりを推進する。町民ソフトボール大会、舟唄健康マラソン大会、ふらば一バーレー大会、つなひき大会など被保険者が数多く参加する体力づくり事業への協賛を行い、健康保持に不可欠な運動習慣の推進を図る。

5) 高齢者対象事業

高齢を迎えても健康な生活を送ることができるよう、地域包括支援センター等と連携を取りながら、フレイル予防・介護予防などの健康教室を行うとともに健康づくりの啓発を行う。

6) 医療費通知

被保険者の健康管理と医療機関の受診状況の把握に役立ててもらうとともに、確定申告にも利用することができる受診医療機関や医療費総額が記載された年額通知を行い、広報などで通知の趣旨の啓発を行う。

7) 保健師・管理栄養士の資質向上

生活習慣病の予防には、食事や運動等の生活習慣の改善が必要であり、この中で特に運動指導の支援ができるよう「健康運動指導士」または「健康運動実践指導者」の資格を取得している。資格を活かした生活習慣病予防・介護予防における運動指導を実践する。

イ、疾病予防事業

1) さわやか健康づくり推進事業

町内温泉の泉質と効能を活用した健康づくりとして満 30 歳以上の方の 30 回券、半年券の入浴利用料金の 3 分の 1 を助成し、疾病予防と健康増進に資する。

2) がん検診の受診推進

山形県内での死因第 1 位はがんによるものである。特定健診等事業の受診率向上対策と合わせて節目年齢対象者に対し、胃がん・肺がん・大腸がんの検診費用を低額化し、疾病予防対策を継続して講じる。

3) 若年層健康診査の受診推進

早期から自分の健康に関心を持ち、将来の生活習慣病発症のリスクを軽減するため、16 歳から 39 歳までの方を対象とした健康診査を実施している。広報等を利用し周知啓発に努め受診率の向上を図る。

ウ、特定健康診査・特定保健指導事業

40 歳から 74 歳までの被保険者を対象とした特定健康診査により日常的な健康管理に役立てられるよう、健診結果からメタボリックシンドロームの該当者やそのリスクの高い人を対象として抽出し、生活習慣病の早期予防と生活改善を支援する特定保健指導を行う。

『第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画』において、特定健康診査の受診率を 60%以上、特定保健指導の実施率を 60%以上とする国の目標数値の達成を最終目標として事業を推進する。

受診率向上対策として、健診の案内を広報や SNS サービスを利用して行うとともに、未受診者への受診勧奨を継続して実施する。

また、医療機関に通院中の者は特定健診の受診率が低い傾向にあることから、令和 8 年度から医師会や医療機関と連携した山形県の取り組みとして、医療機関での診療による検査結果が特定健診の基本健診項目を満たす場合は特定健診を受診したとみなす「みなし健診」を実施する。

(5) 国保事業の趣旨普及・啓発

ア、国保事業の周知を図るため、随時広報紙等を利用した啓発を行う。また、保険給付・資格管理・賦課収納・保健事業実施部門が情報を共有し、各部門が相互に連携した啓発活動を行う。特に各種保健事業等においては町民一人ひとりへのアピール効果が高いことから、啓発活動の場としても有効に活用していく。

一市六町による共同広報紙を年 2 回発行する。

イ、国保税収確保のため、納期限や口座振替の広報周知を徹底する。

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

保健事業の実施主体は、75 歳到達により国民健康保険等から山形県後期高齢者医療広域連合に移ることとなる。また介護予防の実施主体は市町村となっている。

年齢や保険者が変わることにより、ターゲットとなる対象者の支援や各種事業に継続的に取り組んでいくことが難しいという課題がある。このため、町では高齢者支援を包括的に行うため、令和 5 年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでいる。

具体的には、高齢者支援の事業全体を企画・調整する医療専門職（保健師等）を健康福祉課に配置し、通いの場等におけるポピュレーションアプローチや低栄養・重症化予防等のハイリスクアプローチに取り組むことで、切れ目のないきめ細やかな高齢者支援を行っていくものである。

国保部門としてもこの事業に参画し、各種データの提供、事業計画の策定、事業実施への協力を行っていく。

(7) 関係部門の連携強化と職員の資質向上

ア、国保事業を円滑に実施し、健全な財政運営に資するため、保険給付、資格管理、賦課・収納、保健事業実施部門と連絡を密にして事業運営にあたる。事業を効果的に運営するため、事務事業の見直しと改善に努める。

イ、事務職員及び保健師の資質向上のため、職員研修計画を定める。山形県や国保連合会など関係団体が開催する研修会には積極的に参加し、知識習得と制度改正等動向を把握する。研修内容については、情報共有のため職員間において伝達研修を行う。

令和8年度 国民健康保険 保健事業費予算

(千円)

事業名	事業内容	国保予算額
1.保健衛生普及事業 1,621 千円	① 健康づくり事業 ② 体力づくり事業 ③ 糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業 ④ エイズ予防事業 ⑤ 医療費通知 ⑥ 後発医薬品差額通知 ⑦ その他 保健指導車維持管理・システム管理等	86 90 175 9 252 132 877
2. 疾病予防事業 3,682 千円	① さわやか健康づくり推進事業 H29 632 人 4,114 千円 H30 635 人 4,143 千円 R1 512 人 3,753 千円 R2 371 人 3,027 千円 R3 430 人 3,613 千円 R4 401 人 3,538 千円 R5 359 人 2,944 千円 R6 346 人 3,094 千円 R7 340 人 2,913 千円（見込） ② がん検診受診推進 ③ 疾病統計作成委託料	3,500 180 2
3. 特定健康診査・ 特定保健指導事業 5,897 千円	① 特定健康診査 ② 特定保健指導 ③ 特定保健指導事後検査	5,488 382 27
合 計		11,200

令和8年度 大江町国民健康保険事業年間スケジュール

月	業 務 内 容	会 議 等
4 月	国保税滞納者対策強化（～5 月） 国保資格適用適正化（～3 月） 柔整レセプト縦覧点検（～3 月） 納付勧奨通知 特定健康診査、特定保健指導（～3 月） 糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業（～3 月） 歯周疾患検診（～3 月）	大江町国民健康保険運営協議会
5 月	一市六町共同広報「みんなの国保」発行 ジェネリック医薬品差額通知 納付勧奨通知	山形県国民健康保険運営協議会連絡会総会
6 月	納付勧奨通知	
7 月	特定健診事後健康相談（～2 月） 健康づくり教室 納付勧奨通知	国民健康保険担当者初任者研修会
8 月	資格確認書送付 特定健診未受診者への受診勧奨（～12 月） 20 歳の祝賀式での国保税・エイズ予防啓発	大江町国民健康保険運営協議会 一市六町国民健康保険実務担当者会議
9 月	健康づくり教室	
10 月	健康づくりの展示 納付勧奨通知	収納率向上対策研修会 （山形県・国保連合会主催）
11 月	国保税滞納者対策強化 健康づくり教室 ジェネリック医薬品差額通知	村山地区国民健康保険運営協議会連絡会委員研修会 一市六町国民健康保険運営協議会会長並びに担当課長会議 市町村保健活動推進研修会
12 月	「国民健康保険事業運営状況」広報掲載 特別保健事業（重複・多剤服薬者訪問指導）（～3 月） 健康づくり教室	
1 月	納付勧奨通知	
2 月	健康づくり教室 医療費通知	大江町国民健康保険運営協議会
3 月	一市六町共同広報「みんなの国保」発行	一市六町国民健康保険実務担当者会議